

九州大学海外コーディネータ規程

平成16年度九大規程第135号
施行：平成16年10月1日
最終改正：平成23年5月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学海外オフィス及び九州大学ブランチ・オフィス（以下「海外オフィス等」という。）の業務を円滑に行うために置く海外コーディネータに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 海外コーディネータは、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 九州大学と海外オフィス等が置かれる大学との教育研究面でのコーディネートに関すること。
- (2) 九州大学の教育研究活動の情報発信に関すること。
- (3) 海外の学術研究動向の収集に関すること。
- (4) 学生募集に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

2 海外コーディネータは、総長が委嘱する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第8号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。